

群馬県中央児童相談所第三者評価審査団体 公募実施要領

1 趣旨

第三者による客観的視点をもとに、児童相談所における業務の質の評価及び向上を行うことを目的に、第三者評価を受審する。

2 業概概要

(1) 事業名称

群馬県中央児童相談所第三者評価事業

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 事業実施時期

契約締結後、令和9年3月31日まで

3 総事業費

990,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 応募者の資格要件

児童福祉行政をよく理解し、第三者評価事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有し、継続的に運営できる法人で、以下の要件を満たす者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 群馬県物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (3) 群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日条例第51号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (4) 児童相談所第三者評価又は、児童相談所一時保護所第三者評価のいずれかの実績があること。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 公募の開始 | 令和8年10月28日（水） |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年11月4日（水）17時 |
| (3) 企画提案書の提出期限 | 令和8年11月11日（水）17時 |
| (4) 審査結果の通知期限 | 令和8年11月30日（月） |

6 公募に関する質問について

- (1) 受付期間

令和8年10月28日（水）から11月4日（水）17時まで

（2）提出方法

電子メールにより下記アドレスまで、質問書（様式1）を送信のこと。

送信先電子メールアドレス chuuji@pref.gunma.lg.jp

※電話や口頭による質問、受付期間外の質問は受け付けない。

※電話にて必ず着信確認を行うこと。

（3）回答方法

質問に対する回答は、令和8年11月11日（水）までに群馬県ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

7 企画提案書の提出方法

（1）提出書類

番号	提出書類名称	様式	部数
1	応募申込書	様式2	正本1部
2	欠格事項に該当しないことの申告書	様式3	
3	法人の概要	様式4	
4	代表者及び役員等名簿	様式5	
5	児童相談所第三者評価に係る事業計画書	様式6	
6	第三者評価実施実績	様式7	
7	直近3事業年度の法人の財務諸表(財産目録、貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書、事業活動収支計算書等)	任意様式	
8	直近3事業年度の法人の事業報告書	任意様式	
9	評価事業に係る予算書	任意様式	

※いずれも A4 サイズで作成のこと。

※様式等の必要資料は、県ホームページからダウンロードすること。

※「公募実施要領」「仕様書」「審査のポイント」に基づき、書類を作成し、提出すること。

提出書類は、番号順に並べ左上 1 か所ダブルクリップでとめて提出することとし、ステープル等でとめないこと。

（2）提出先

〒379-2166 前橋市野中町360-1

群馬県中央児童相談所

（3）提出方法

郵送又は持参

※持参の場合は、平日の9:00～17:00に来所のこと。

8 審査及び設置運営法人候補者の選定

(1) 選定方法

群馬県児童相談所第三者評価候補者選定委員会において、提案書類の内容を審査し、候補事業者を選定する。評価項目については別紙「審査のポイント」を参照すること。

審査の結果は、5（4）に定める日に書面で通知するとともに、県ホームページで公表する。

プレゼンテーションを実施する場合は、企画提案書提出後に通知する。

9 留意事項

- (1) 本事業の準備のために発生する採用活動等の費用及び応募書類の提出に要する経費については、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。また、選定の理由などの問合せには応じない。提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。
- (3) 「仕様書」は、事業の大綱を示すものであり、事業実施に当たり、提案内容をもとに県と運営法人候補者で協議の上、詳細な事業内容を決定する。

10 運営法人候補者決定後から開設までの流れ（予定）

- (1) 契約締結 令和8年12月上旬
- (2) 事業完了 令和9年3月31日まで

11 問合せ先

〒379-2166 前橋市野中町360-1

群馬県中央児童相談所

担 当 武藤

電 話 027-261-1000

メール chuuji@pref.gunma.lg.jp

仕様書

1 事業の名称

群馬県中央児童相談所第三者評価事業

2 事業の目的

児童相談所の第三者評価については、児童福祉法改正により、業務の質の評価を行うことで質の向上に努めることが都道府県の努力義務となったことから、令和8年度中央児童相談所において実施することとし、評価事業者の公募を行うもの。

3 対象範囲

群馬県中央児童相談所の業務を対象とする。

4 事業内容

令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業-児童相談所の第三者評価に関する調査研究「児童相談所における第三者評価 ガイドライン」に基づき、社会的養護関係施設第三者評価の標準的な手法を用いて、第三者の立場から評価を行う。

5 その他

本仕様書に定めのない事項については、中央児童相談所と協議のうえ、決定すること。

群馬県中央児童相談所第三者評価審査団体 審査のポイント

項目	内容
1 法人の概要	○ 児童福祉分野、社会福祉分野での活動履歴や応募理由は、当該事業の目的に沿っているか。
2 事業計画	○ 事業計画に記載の内容は適切か。 ○ 計画的で実現可能なスケジュールか。
3 実施実績	○ 十分な事業実績があるか。
4 財務状況	○ 事業資金は十分に確保できているか。 ○ 法人の財政状況が適切であるか。
5 所要経費	○ 所要経費について、事業の実施が可能なものとなっているか。